

随意契約理由

令和7年(2025年)11月28日

契約担当課名	デジタル戦略課
発注担当課名	デジタル戦略課
契約名称	豊中市行政系・住民情報系・コア系ネットワークにおけるIWAN回線利用
契約内容	豊中市行政系・住民情報系・コア系ネットワークにおけるIWAN回線利用
契約締結日 及び契約期間	令和7年10月1日 令和7年10月1日から令和12年9月30日まで
契約の相手方 (所在地・名称)	大阪市西区阿波座二丁目1番11号 N T T西日本株式会社 関西支店
契約金額	13,615,800円
随意契約理由	(地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号に該当) 今回行う契約は既に敷設している行政系・住民情報系・コア系ネットワーク通信回線（以下「同回線」という。）を引き続き使用することを目的とするものである。 そのため、同回線を所有するN T T西日本株式会社関西支店以外が実施することが不可能であるため、随意契約を行うもの。